

公益社団法人への移行に伴う技術認定制度関係規程改正の概要

公益社団法人への移行に伴い、平成23年7月24日の業務執行理事会で技術認定制度関係規程が改正されました。その概要は次の通りです。

(主な改正点)

1 公益社団法人への移行に伴う字句訂正

技術認定関係規程14本について、「社団法人」から「公益社団法人」へと字句訂正を行いました。

2 非会員への受験機会の拡大

これまで G6を新規に受験する場合には、非会員にも受験機会の提供をしてきましたが、公益社団法人への移行に伴い非会員の受験機会が拡大することが予想されることから非会員が受験する場合の規定を追加しました。

3 選手経験者への受験機会の提供

これまで、ハイグレードコースを新規に受験することができるのは G1 の当該区分の合格者又は公認指導員でしたが、今回から新たに D 級以上の選手登録経験者にも受験を認めることとし関係条文を追加しました。

4 学習奨励のための特例受験

- ① G1 はカップル試験と相手フィガーによるシャドー試験で構成されており、合格判定は総合評価によって行っていますが、今回から G1 のカップル試験だけの合格者(2分の1合格者)にハイグレードコースの特例受験を認めることにしました。
- ② 特例受験者が、G1 を受験した年度の翌年度中に再受験する場合には、受験者自身のアマルガメーションによるカップル試験は免除されます。
- ③ 特例受験者は相手フィガーによるシャドー試験をクリアしていないため、HG1 (シャドーあり)を受験する場合も特例受験となり、相手フィガーによるシャドー試験は試験内容から除外されます。よって、HG1 の特例受験者が合格してもカップル試験のみの合格者(2分の1合格者)となることから、HG1 合格による B 級指導員昇級試験実技試験免除等の特典はありません。
- ④ HG1 の2分の1合格者が全合格者となるためには、G1 の2分の1合格を全合格とした上で HG1 を再受験しなければなりません。この場合、G1 の受験者自身のアマルガメーションによるカップル試験は免除されません。
- ⑤ 特例受験等で試験の一部が免除される場合においても、受験料、認定申請料は規定通りの額となります。

5 審査の視点の明確化

これまでの G コースのほかに HG コースの審査の視点を新たに決めました。

6 合格判定の権限委譲

都道府県連盟による合格判定の権限を G3 から G2 に拡大しました。